

局長		次長		課長		課長補佐		主監		係長		係	
----	--	----	--	----	--	------	--	----	--	----	--	---	--

相 続 届

(兼 払 戻 依 頼 書)

相続手続き依頼日 : 年 月 日

高知縣市町村職員共済組合 様

相続手続きについて相続人代表者が受け取ることに異議はありません。また、私どもの他に先順位または同順位の権利者はありません。

なお、この件について後日いかなる紛議・事故が生じましても、私どもが連帯して一切の責任を負い、貴組合にはご迷惑をお掛けしません。

お亡くなりになられた方(被相続人)のお名前	お亡くなりになられた日
	年 月 日 死亡

<相続人代表者>

住 所	続 柄	お名前 (フリガナ)	実印
〒 —			
TEL — —			

送金先	金融機関名	支店(支所)名	口座No.	名 義
				相続人代表者 様

<相続人> ※相続人代表者以外の相続人

住 所	続 柄	お名前 (フリガナ)	実印
〒 —			
住 所	続 柄	お名前 (フリガナ)	実印
〒 —			
住 所	続 柄	お名前 (フリガナ)	実印
〒 —			
住 所	続 柄	お名前 (フリガナ)	実印
〒 —			
住 所	続 柄	お名前 (フリガナ)	実印
〒 —			

共済貯金にかかる相続の手続きについて

<ご提出いただく書類>

① 相続届

相続人代表者および相続人全員のご署名が必要です。各相続人の実印を押印してください。

※相続人に未成年者がいる場合は、その方は認印で押印してください。

※相続人代表者の送金先については、通帳のコピー等を添付していただける場合は記入の必要はありません。

② 印鑑証明書（原本が必要）

各相続人全員の印鑑証明を添付してください。（発行から6ヶ月以内のもの）

※相続人に未成年者がいる場合は、その方は住民票を添付してください。

③ 戸籍(除籍)謄本

被相続人の生まれてからお亡くなりになられるまでの連続したものがが必要です。

戸籍を管外転籍されている場合は転籍前の戸籍（除籍謄本・改製原戸籍謄本）も必要となります。

相続人代表者および相続人全員の被相続人との関係が確認できる戸籍(除籍)謄本を添付してください。戸籍についてはご提出いただくのは原本となりますが、原本の返却を希望される場合はその旨お伝えください。

④ 亡くなられた日が確認できる書類

③の書類で亡くなられた日が確認できる場合は必要ありません。

⑤ 普通貯金および積立貯金一部払戻・解約請求書

氏名欄に貯金者氏名(被相続人)、備考欄に相続人代表者の氏名をご記入、届出印欄は相続人代表者の実印を押印してください。

※所属所長の証明は必要ありません。

※解約送金日は書類提出日より決定します。最終計算書は相続人代表者の住所へ送付いたします。

⑥ 定期貯金証書（ 枚）

お持ちのすべての定期貯金証書の裏面に、被相続人および相続人代表者の氏名をご記入いただき、相続人代表者の実印を押印してください。

※解約送金日は書類提出日よりおよそ7営業日後となります。利息計算書は相続人代表者の住所へ送付いたします。

○この件に関するお問い合わせは下記までお願いします。

〒780-0870

高知市本町5丁目3-20

高知市町村職員共済組合 福祉企画課貯金係

TEL. 088-823-3215